



沿岸及び海域の保護地域（海洋保護区）について

2026年9月15日



海洋保護区の定義、30by30目標に係る取組状況



我が国における「海洋保護区」の定義(2011年総合海洋政策本部了承)

『海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域』

※ 我が国において「海洋保護区」と命名された区域の指定制度は存在しないが、上記の定義に合致する各種規制区域が制度化されている(次ページ参照)

30by30目標達成に向けた取組

- 「昆明・モンリオール生物多様性枠組」(2022年採択)を踏まえ、2023年に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」において、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」を掲げている。
- 現在、我が国の管轄水域内における海洋保護区の割合は13.3%※
- 30by30目標の達成に向けて、海洋保護区や「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域」(OECM: Other Effective area-based Conservation Measures)の設定の推進と管理の充実を図っていく。

※地理情報が入手できない自然海浜保全地区、天然記念物、都道府県及び漁業者団体等による各種指定区域は算入されていない。

海洋保護区に該当する区域の一覧

	区域(制度)	区域指定目的	主な規制内容
①自然景観の保護等	自然公園 (自然公園法)	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図る	埋立てなどの開発規制(普通地域:届出制、海域公園地区:許可制)。
	自然海浜保全地区 (瀬戸内海環境保全特別措置法)	自然の状態が維持され、将来にわたり海水浴や潮干狩り等に利用される海浜地等を保全する	工作物の新築、土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取等の開発規制(府県への届出制)
②自然環境又は生物の生息・生育場の保護等	自然環境保全地域 (自然環境保全法)	保全が特に必要な優れた自然環境を保全する	主として土地改変などの開発規制(普通地域:届出制)。海域特別地区(許可制)では採捕規制もある。
	沖合海底自然環境保全地域 (自然環境保全法)	沖合の区域の保全が特に必要な優れた自然環境を保全する	鉱物の掘採・探査、海底の動植物の捕獲等に係る特定の行為(普通地区:届出制、沖合海底特別地区:許可制)
	鳥獣保護区 (鳥獣保護管理法)	鳥獣の保護	狩猟の規制。特別保護地区では工作物建築等開発規制、特別保護指定区域ではさらに動力船使用規制等が加わる。
	生息地等保護区 (種の保存法)	国内希少野生動植物種の生息地・生育地を保全する	工作物の新築、土地の形質変更等を規制(管理地区では許可制、監視地区では届出制)。さらに立入制限地区では立入を制限。
	天然記念物 (文化財保護法)	学術的価値の高い動物、植物、地質・鉱物のうち重要なものを保護する	現状の変更、またはその保存に影響を及ぼす行為で影響軽微ではないもの(許可制)
③水産動植物の保護・培養等	保護水面 (水産資源保護法)	水産動植物の保護・培養	産卵、稚魚の育成等に適した水面につき、埋立、浚渫などの開発規制(許可制)、指定水産動植物の採捕規制。
	沿岸水産資源開発区域、指定海域 (海洋水産資源開発促進法)	水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置等により海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進	海底の改変、掘削行為などの開発規制(知事又は農林水産大臣への届出制)。沿岸水産資源開発区域では、都道府県は「沿岸水産資源開発計画」を定める。
	都道府県、漁業者団体等による各種指定区域 (各種根拠制度※)	水産動植物の保護・培養、持続可能な利用の確保等	特定の水産動植物の採捕規制。 ※各種根拠制度:採捕規制区域(漁業法及び水産資源保護法)、資源管理規程の対象水面及び組合等の自主的取組(水産業協同組合法)
	共同漁業権区域 (漁業法)	漁業生産力の発展(水産動植物の保護・培養、持続的な利用の確保等)等	漁業権行使規則(知事認可)等による水産動植物の採捕規制(区域、期間、漁法、隻数等)。また、第三者の侵害に対して物権的請求権、損害賠償請求権に加え、漁業権侵害罪が適用。